

令和4年第1回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和4年1月19日

開会時刻13時30分

閉会時刻14時30分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

委 員 山崎 玲子 委 員 本田 亘

○説明員

教育部長

吉川 武克

教育部政策監（幼稚園教育担当）

田中 源吾

教育部次長

北脇 康久

教育部次長（学校教育担当）

井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当）

駒井 文昭

教育部次長（文化財担当）

進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長

西村 一嘉

ふれあい教育相談センター所長

橋本 すみ江

学校給食センター所長

水野 哲平

生涯学習スポーツ課長

井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課主席参事

吉川 一仁

スポーツ施設管理室長

小山 茂

野洲市文化ホール館長

中川 靖

野洲図書館長

宇都宮 香子

歴史民俗博物館副館長

角 建一

教育総務課長（事務局）

鎌田 征隆

教育総務課職員（事務局）

枝 瑞紀

令和 4 年第 1 回野洲市教育委員会定例会

令和 4 年 1 月 19 日

【西村教育長】 それでは、時間になりましたので、これより令和 4 年第 1 回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しております。

次に日程第 1、会期の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

次に日程第 2、令和 3 年第 17 回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和 3 年第 17 回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と本田委員にご署名をお願いします。

次に日程第 3、令和 4 年第 1 回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、瀬古委員と南出委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に日程第 4、教育長事務報告に移ります。私から報告します。先月 12 月 22 日から昨日 1 月 18 日までの事務報告について、別紙をご覧ください。年末の休みを挟んでの事務報告でございます。

正月明け、1 月 10 日をご覧ください。成人式をシライシアターで 10 時から行いました。この日は非常に暖かくて天気も良く、本当にいい日和でした。参加は、対象の二十歳の方が 522 名いるのですが、そのうち 387 人だったと思います。参加率は 74.1%でした。ちなみに、1 年前は 71.2%でしたので、3 ポイントほど参加は増えております。コロナで大幅に縮小した成人式でしたので、20 分余りで終了となりました。例年のように、久々に中学校時代の友達に会えるということで、帰られるのが遅くて、最終は確か 1 時半ぐらいだったと聞いております。昨年は 3 時半ぐらいまでおられたみたいですから、それよりは幾分か改善されたのかなと思っております。

それから続いて、1 月 17 日に行財政改革本部会議というのがありました。市長、各部長等が集まりました会議です。この内容につきましては、協議事項で報告があると思います。

その横、市職員提案審議会というのがございました。これは、市の職員が行政にいろいろなことを提案するというシステムがありまして、久しぶりに提案が出てきましたので、この会議が開かれました。提案の中身は、まちづくりに関する提案が 2 件あったということです。

それから、昨日 18 日、市民のつどい実行委員会が人権センターでありまして、2 月に

「市民のつどい」を毎年行っているのですが、昨今の感染状況がひどくなったので、市民のつどい自体は中止をすると、昨日の実行委員会で決まりました。替わって、関係団体と図書館等に DVD を置いて、それを見ていただくという形になっています。講師の方は、九州から来ていただいて、ハンセン病に関わるお話をさせていただく予定でした。一応、90分の DVD に収めて配布するという方向で決まっております。

以上でございます。何か、この事務報告に関してご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、次に日程第 5、付議事項 (1) 協議事項に移ります。協議事項 1、令和 4 年度野洲市の教育方針 (案) について、事務局より説明をお願いします。鎌田課長、お願いします。

【鎌田教育総務課長】 教育総務課の鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

協議事項 1、令和 4 年度野洲市の教育方針 (案) についてご説明いたします。資料につきましては、協議事項の 1 ページ、本日お配りさせていただいております、令和 4 年度野洲市の教育方針 (原案) というものをご用意お願いいたします。

それでは、協議事項 1 の 1 ページ目、令和 4 年度野洲市の教育方針作成日程案をご覧ください。本日 1 月 19 日水曜日、お手元の原案をご覧くださいまして、日程では、2 月 2 日水曜日をめどに教育方針案という形で作成を進めていきたいと考えております。2 月 16 日の水曜日ですけれども、2 月定例会におきまして、議決にてご承認をいただき成案になりましたら、2 月 25 日金曜日、2 月議会の初日ですけれども、教育方針を議場で教育長に表明させていただくという流れになっております。

日程の案につきましては、以上になります。

それでは、お手元の別冊、令和 4 年度野洲市の教育方針 (原案) をご覧ください。構成といたしましては、1 ページ目に「はじめに」という形で、中学 2 年生の作文を引用して、上段が出来上がっております。そして、中段以降ですけれども、令和 4 年度は 3 つの視点で教育を進めていくことを述べております。1 点目は、学校教育を中心として。2 点目は、学校、家庭、地域が一体となって子どもの育ちを支援していく。3 点目につきましては、生涯学習のまちづくりという形で作っております。

2 ページ目をご覧ください。大きな 1 で「令和 3 年度を振り返って」ということで、(1) 学校・園において、①人権教育・特別支援教育の推進。②不登校の課題。③学力の二極化。3 ページ目にいきまして、④教職員の資質向上。⑤施設面の更新。⑥学校 ICT について、整理をしております。(2)、家庭や地域におきましては、①家庭教育の推進とその支援。②地域の教育力と高齢化。ページをめくっていただきまして (3) ですが、生涯学習・生涯スポーツにおきまして、①生涯学習。②子どもの読書活動の推進。③生涯スポーツ。④文化歴史という形で述べております。

5 ページ目、これら令和 3 年度の成果や課題を振り返りまして、大きな 2、「令和 4 年度の具体的な施策」という形で述べておりまして、(1) 子どもの「生き抜く力」を育てます。

学校教育を中心として、①から⑥まで挙げております。(2) 子どもの「育ち」を支援します。学校・家庭・地域が一体となって、①から⑤まで。最後 6 ページ目になりますけども、(3) だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。誰もが生涯にわたって成長し心豊かに、①から⑥までを原案として述べさせていただいております。

こちらのほうは、野洲市の教育大綱と野洲市の教育振興基本計画の施策体系図の基本方向に沿った構成を考慮しまして、作成原案とさせていただいております。構成につきましては以上で説明を終わりますが、本原案について、短期間で内容のご確認とご意見をいただくこと、それから最終の校正の確認を教育委員のほうにもお願いする形になりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

説明としては以上になります。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました協議事項 1 について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 教育方針案の中身は、期日までに熟読し、意見を述べさせていただくとして、教育方針は、この後説明される行財政改革推進プランや令和 4 年度予算と整合すべきものと思います。

現時点で、教育委員会の令和 4 年度予算要求内容について説明は受けておりませんが、行財政改革推進プランなり、令和 4 年度の予算要求を踏まえた方針案になっているかお聞きしておきたいと思います。

以上です。

【西村教育長】 鎌田課長。

【鎌田教育総務課長】 現在の原案ですけれども、日程案にございますように、2 月 2 日が最終の開示という形になっております。ですので、教育委員会として要求している主な予算状況は一部載せさせていただいているのですけれども、最終の予算との調整を図りながらという形になりますので、2 月 7 日のぎりぎりの最終期限までに内容を整理していきたいと思っております。

施設関係でいきますと、基本設計に入るといようなことなどを少し載せさせていただいておりますので、その辺りもメール、データでのやりとりで逐次報告をさせていただきたいと思っております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、令和 4 年度予算内示を踏まえて修正されたものが、2 月 16 日に教育委員にも提示をされると。そのように理解をしておいてよろしいでしょうか。

【西村教育長】 鎌田課長、お願いします。

【鎌田教育総務課長】 そういった形で、また提示をさせていただけると思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

【西村教育長】 ほかに何かご意見、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

ただ今、事務局より説明がありました協議事項について、もし質問等ありましたら 2 月

2日までですので、いろいろご意見等を出していただけたらと思います。

それでは、次に移ります。協議事項 2、行財政改革推進プランについて、事務局より説明をお願いします。北協次長、お願いします。

【北協教育部次長】 教育部次長の北協です。よろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項 2、行財政改革推進プランについてご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料 1、資料 2 ということで分けて資料を作成しておりますので、それぞれ順に説明させていただきます。

まず、資料 1 ですが、この資料につきましては、既に概要も説明をさせていただいております。重複する部分がございますけれども、再度の説明ということでよろしくお願ひをいたします。

まず、資料 1 につきましては行財政改革案ということで、1月21日金曜日、議会の全員協議会が開催されます。その場で、この行革を所管する政策調整部のほうから、この資料 1 の案を提案されることとなっております。そして、1月22日土曜日、1月24日月曜日に、この行財政改革プランにつきまして、市民説明会を開催する予定となっております。ただ、今現在コロナが蔓延しているという状況でございますので、開催するかどうかという検討をされていると聞いております。

この行財政改革推進プランですが、これから中身の説明をさせていただきますが、この案をたたき台として、今後具体的に進めていくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、めくっていただきまして 2 ページ目になります。まず、1 としまして、プラン策定の背景ということで示しております。中段になりますけれども、令和 3 年 3 月の令和 2 年度中期財政見通しで、現状の財政運営を継続した場合、令和 7 年度に財政調整基金が最低保有規模とする 6 億円を下回る。7 ページを見ていただきますと、これは参考資料ということで記載されておりますが、6 億円を下回るということで、大変厳しい財政状況の見通しとなっているところでございます。

これにつきましては、市がサービスを直営で実施している業務が多いことです。また、人件費の割合が同規模の自治体と比べて非常に高いというところ。また、機能が重複する施設の集約化が進んでいないことなどが主たる要因とされております。その結果として、公共施設等の長寿命化や更新、老朽化対策に要する経費に充てる財源が用意できていないという問題がございます。

そういった中で、下段になりますけれども、直面する行財政の危機に対して、市を挙げて全庁的に徹底した改革に取り組むことが必要であるということで、進めることになっております。

次に 3 ページをご覧くださいと思ひます。2 プランの位置付けと期間ですが、本プランにつきましては、市の最上位計画である第 2 次野洲市総合計画に基づき、その位置付けのために策定されております。実施期間といたしましては、令和 4 年度から令和

8年度までの5年間とされております。

3番目ですけれども、プランの柱立てと数値目標ということで示されております。教育委員会に関連する主な部分としましては、①公共サービスのあり方の見直し。⑥事業推進の合理化による歳出圧縮の取組。⑦公共施設の統廃合も含めた機能のあり方の見直し。⑫使用料および手数料等の見直しということで挙げられております。いずれの中も、全庁的に取り組む部分もございますので、教育委員会の主たるものとして、今申し上げたとおりです。

行財政改革の効果の目標ですけれども、令和8年度末におきまして、財政調整基金の残高は15億円以上、公共施設等整備基金の積み立てとしましては、新たに7.5億円以上ということで、同価格を目標値と定めているところでございます。

次に4ページ目をご覧くださいと思います。先ほども申し上げました、全庁的に取り組んでいる行財政改革でございます。教育委員会が関わる項目もございますけれども、特に主とする教育委員会所管のものについてご説明させていただきます。

重点的取組事項ということで、①公共サービスのあり方の検討で、具体的な取り組みとして、給食業務のあり方の見直しが挙がっております。こちらにつきましては、具体的な方向性ということで、資料2のほうで後ほどご説明させていただきたいと思います。

そして、5ページ目をご覧ください。⑥になりますけれども、事業推進の合理化による歳出削減の取組ということで、具体的な取り組みとして、小中学校プールのあり方の見直しが挙げられております。

そして、⑦公共施設の統廃合も含めた機能のあり方の見直しでは、具体的な取り組みとして、文化3施設の集約が挙げられております。野洲文化ホールと文化小劇場、さざなみホールの3施設の集約ということになります。

⑧では、資産の有効活用による歳入確保・歳出削減の取組ということで、具体的な取り組みの中で、市有財産の民間貸付・有効活用ということが挙げられております。この中に、歴史民俗博物館の有効活用が含まれておりまして、博物館内の研修室を貸し出すなり、そういった収益を見込める方向を今後検討するというようになっております。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。⑫ですけれども、使用料および手数料等の見直しということで、こちらにつきましても、全庁的な取組事項となっております。

資料をめくっていただいて、飛びますけれども、10ページをご覧くださいと思います。上のほうになりますが、①公共サービスのあり方の見直し、給食業務のあり方の見直しということで、こちらにつきましては、後ほど資料2で具体的な方向性をご説明させていただきたいと思います。

11ページをご覧くださいと思います。この中で、中段ですが、事務事業の見直し、補助金適正化という項目がございます。教育委員会に関連する項目も含まれております。こちら全庁的な取り組みをということになっておりまして、全庁的に見直しとなること

となっております。教育委員会に係る部分としましては、大学等修学奨励金などが廃止ということで含まれております。こちらにつきましては、2月定例会で要綱の廃止等ご議論いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

その下ですけれども、⑥事業推進の合理化による歳出削減の取組になります。小中学校プールのあり方の見直しでございます。こちらにつきましても、具体的な集約の方向性については、今後教育委員会でご議論いただきたいと思います。現状で申し上げますと、小中学校のプールということで、9校にプール施設がございます。この9校のプールにつきましては、老朽化が進んでいるということで、漏水等が頻繁に起こっております。そういった中で、これに伴う維持管理費の増大というところで多くの課題があるところでございます。

水泳事業につきましては、プールの稼働日数がほとんどの学校で年間30日未満というところで、学校教育活動の中でもウエイトとしては低いところではないかということで、費用対効果を考えますと、プールを更新するとなると、解体除却も含めて約2億円程度かかる見込みをしておりますので、全学校のプールを今後更新していくというのは、やはり財政的な面でもかなり大きい問題になるのではないかと考えられます。そういった中で、学校のプールの今後のあり方について、見直しが必要であるというところでございます。

プールを今後集約化していくということになるのですが、前提としましては、市には今、健康スポーツセンターにプールがございます。また、B&Gにもプールがございますので、そういった市有のプールを活用しながら集約化を考えていきたいと思っております。現在、野洲小学校のプールにつきましては、漏水で全く使っておりません。来年度、除却するという計画をしております。そうした中で、令和2年度からモデル的に健康スポーツセンターのプールを使用しております。ただ、学校で利用できる枠が限られておりますので、そういったところを見ながら、前提として健康スポーツセンターのプール、B&Gのプールを使いながら、プールの集約を考えていきたいと思っております。

めくっていただきまして、12ページになります。文化3施設の集約ということで、こちらにつきましても、現在、具体的な方向性を検討しています。今後、教育委員会でご議論いただきたいと思います。

まず、取り組みの概要ですけれども、野洲市公共施設のあり方というものが平成31年3月に決定されております。ここでは、文化施設は集約していくという方向性は決まっております。こういった中で、3施設を1箇所に集約するというところで、現在検討をしております。令和3年度から検討しているわけですが、令和4年度途中までには集約施設の特定をしていきたいと考えております。また、令和5年度に除却計画を策定し、1施設に集約しますので、残りの2施設につきましては閉館という流れになっています。集約決定の1年後に閉館するという予定でございます。

あと、行財政改革での効果額につきましては、想定額ということで行革のほうで決定をされております。現在検討していく中で、特に改修費を含む今後の経費の負担面、今後ど

れだけ経費がかかっていくか、そういった負担面と市民への文化芸術の振興面です。ホール
の機能を使いながら文化振興を進めていく。そういった面を加味しながら、検討してい
るところでございます。

続きまして、歴史民俗博物館の施設の活用ということで挙げております。こちらにつき
ましては、低利用となっている歴史民俗博物館の積極的な活用を図り、新たな歳入確保を
図っていくということでございます。博物館の施設の貸付ということで、特に研修室につ
いては使用料収入がほとんどない状況でございますので、にぎわいのある施設にしていく
ように、今後検討していきたいと考えております。

そして、その下の⑧資産の有効活用による歳入確保・歳出削減の取組の真ん中になりま
すけれども、市有財産の民間貸付・有効活用。こちらにつきましても、先ほどの歴史民俗博
物館と同一でございます。

そして、事前に説明をさせていただいた中でご質問をいただいていた、⑨の各種広
告収入確保の取組の中の、ネーミングライツについてでございます。現在、野洲文化ホー
ルを、シライシアター野洲ということで、ネーミングライツが適用されているわけですが、
今回この行革に挙がっています、令和4年度も新規1社というものですが、こちらにつき
ましては、まだ具体的には決まっていないということでございます。これから進めるもの
ということで行革の効果額についても、あくまでも想定額ということで聞いております。

そして、14 ページになります。⑫使用料および手数料等の見直しということで、使用料、
手数料の適正化ということでございます。こちらにつきましては、全庁的に見直しを行っ
ていくという方向性がございます。使用料条例の改正ということで2月議会に提案を予定
されております。教育委員会としまして、2月定例会でご審議いただきたいと思ってい
ます。

教育委員会の対象とする事業ですけれども、まず、通学通園バスの使用料です。それと、
学校施設の開放、学校体育館の使用料です。それと、図書館の貸館使用料、図書館のホー
ル、会議室の貸館の使用料です。それと、歴史民俗博物館の入館料。総合体育館、B&G海
洋センター、なかよし交流館の使用料も対象となっております。

なお、文化施設3ホールにつきましては、今後集約を進めていきますので、現在のとこ
ろ据え置きという方向性となっております。

この使用料、手数料の見直しの趣旨でございますけれども、特定の方が施設をご利用い
ただくということもございますので、特定の方が行政サービスを利用されるというところ
で利益を受ける場合は、等分の負担を求めるものであるというところで、行政サービス
を利用しない人との負担の公平性を確保するものということになっております。施設の土地
購入費などイニシャルコストは市民の資産になっていきますので、それを除く経費、ランニ
ングコストは負担をいただくものとしております。現行料金と人件費を含む現状の必要経
費を比較しまして、その差が大きいものにつきましては、激変緩和措置ということで、現
行料金の1.5倍を上限として改定を予定しております。

また、団体等使用料の減免の見直しを全庁的に進められるものでございます。

このように、行財政改革につきましては、全庁的に進めていくものでございますので、方向性につきましては、ご理解をいただければと思っております。

続いて、資料 2 についてご説明させていただきます。こちらにつきましても、概要につきましては既にご説明をさせていただいているところですので重複する部分があるかと思いますが、所管課の学校給食センターから説明をさせていただきます。

【西村教育長】 では、水野所長、お願いします。

【水野学校給食センター所長】 学校給食センターの水野と申します。よろしく申し上げます。

ただ今説明がありました、野洲市行政改革推進プランの関連といたしまして、この行革プランを契機といたしまして、学校給食の持続可能なあり方ということで検討いたしました。その中で、調理業務等の民間委託の検討をいたしました。ただ今申しました学校給食というのは、現在野洲市で行っております学校給食法に基づいた学校給食ということでございます。

では、資料 2 をめくっていただきまして、1 ページ。学校給食の現状でございますが、現在の給食センターは1日約6,000食を提供しております。センターは、平成19年3月に完成、同年の2学期から本格稼働ということで、それ以来、大規模な修繕等は実施しておりませんので、施設設備の老朽化が進行しております。それから、給食配送業務につきましては、現在、運送業者による業務委託をしております。いわゆるトラックの運行でございます。

学校給食調理業務につきましては、平成22年の集中改革プランの時点において、調理業務の直営方式と民間委託方式を比較検討しました結果、正規調理師の退職補充を抑制し、臨時職員、現在の会計年度任用職員、いわゆる非正規に置き換えることによって人件費を抑制すれば経費面で大きな差はないということで、それであれば安心・安全な給食提供、献立の工夫、調理作業の安定性、この辺りにおいて、直営方式のほうが優れているということで今日に至っております。現在の人員配置は表のとおりでございます。

めくっていただきまして2ページ。このような現状から、課題は大きく2つ挙げられます。1つ目は、施設設備等の老朽化の課題でございます。かなり厳しくなっており、修繕改修工事、あるいは備品器具の更新が課題となっております。②従事者数減少の課題でございます。こちらにつきましては、正規職員、会計年度任用職員、いずれも調理師については高齢化によってかなり厳しくなってくるのが想定されますし、また現状におきましても、退職者の補充がままならない状況でございます。今後このようなことも課題となってくると考えられます。ご覧のとおり、正規再任用職員の配置状況は、先行き、このように推移していくものと考えております。

また、会計年度任用職員のうち、有資格者、調理師免許を持っている人が令和4年度末でいったん任期満了となりますが、そのときの年齢構成はご覧のとおり、50歳代、60歳

代、70歳代が主力となっていますので、再募集をかけたときに応募が少なくなって採用難となることも十分想定されます。また、正規あるいは月額給を補うために採用しております時間給の人たちは毎年更新になっていますので、基本的に不安定さがあります。

そこで、給食調理業務をもし民間委託にするとしたときの主なメリット、デメリットはご覧のとおりでございます。まず、メリットを申し上げます。通常は会計年度任用職員だけでは給食調理はできませんので、一定数、安全管理のためには正規職員を配置する必要があります。そのような直営方式に比べれば、委託という形を取れば経費の削減が見込まれます。また、優良な事業者を選定すれば、全国規模で様々なノウハウや情報を持ち合わせている場合がありますので、その場合でしたら、衛生管理基準が非常に豊富な民間の新しい知識・経験を野洲市に取り入れることができるというメリットがございます。

また、数年に1回委託業者の見直しを行うことによって、向上を図る機会というようなメリットも期待できます。また、従事者の休暇、あるいは退職、そのようなことで人材不足を考えなくても、それは受託者、民間事業者によって調整をされますので、こちらのほうで心配する必要はなくなります。同様に、会計年度任用職員の任用や勤怠管理なども不要となってまいります。

デメリットとしましては、現在は直営ですので、従事者に対して栄養教諭から、あるいは所長以下事務職員から直接指示や指導ができますけれども、もし委託になれば、受託事業者の責任者の人から指示を出してもらうということになりますので、場合によってはタイムラグがあるかもしれないという心配がございます。

それから、単価だけを比較しますと、会計年度任用職員の運用と比較すると経費が高い場合がございます。特に人材派遣を組み合わせたやり方を考えますと、このようなことが想定されます。また、民間委託を進めることになりましたら、現在雇用している正規職員の雇用問題を解決する必要があります。また、先ほども申しましたが、給食品質を維持するためには、一定水準の資質・能力を最低限確保する必要があるということで、適正な事業者を選定する必要があるということでございます。

めくっていただきまして、4ページ。民間委託をしても、学校給食法に基づく学校給食の責任は野洲市が負うという枠組みは変わりません。中程、方向性として、市教育委員会としては、これまでどおり安心・安全な学校給食の提供を継続するということであり、全てを民間事業者に委ねるような民営化は選択しないものとします。ただし、一部の業務である調理業務等に限定して、民間事業者に委託し効率化を図りたいと考えております。

5ページ目に経費の概算試算をしております。上の表と下の表の違いは、上の表は民間委託ということで、調理業務のうち食材確認、調理作業、配送、食器食缶の洗浄、あるいは場内の清掃や洗濯等の純粋な調理等の業務を委託する場合でございます。下の表は、一部だけを民間委託にして、会計年度任用職員の分は人材派遣を活用する、正規調理師は現状のまま雇用するというようなやり方を取ったときの経費の試算でございます。民間委託をしますと、約3,700万円以上の効果額が見込まれるという試算になっております。逆に

人材派遣を組み合わせた一部民間委託ですと、直営より割高になるという計算になっております。

めくっていただきまして、6 ページ。滋賀県内の状況をお示ししております。学校給食のやり方は、各学校に給食室がある自校方式、あるいは単独調理場と呼ばれる方式と、私どものような給食センターで一括して調理、配送をするというセンター方式、共同調理場と呼ばれているようなやり方。それから、両者を併設しているところもございます。ご覧のとおり、民間委託をしているところは全部で13市町でございます。一部だけ民間委託したり、人材派遣をしたりしているところは現在ありません。市町の直営としましてはご覧のとおりです。この中で、大規模なセンター方式は野洲市のみとなっております。

今後もし民間委託に移行するというのであれば、準備もございまして、様々な調整もございまして。また、先ほどの課題のところでも申しましたように、一定限、設備施設も改修しておかないと委託に移っていけないと考えております。このようなことから、令和6年度末を目途に民間委託を検討したいということでございまして。これは、先ほどの表にありますように、正規の調理師が複数退職する見込みになっておりますので、令和6年度末を目途としています。このスケジュール案は、後ろにあります別紙1のようなスケジュール案で想定しております。

7 ページの検討結果でございますが、分析の結果、現在の直営方式は、正規調理師、会計年度任用職員のいずれも採用難で人手不足、あるいは高齢化に直面し、今後さらに厳しさが増すことが分かりました。課題解決のために民間委託と人材派遣を活用した一部民間委託、これも比較検討しましたが、やはり経費が割高であるということや、他に実例もございませんでした。

このようなことから、野洲市においては、学校給食を持続可能とするために法の趣旨を遵守しながらも、調理業務等を民間委託にすればということでありまして、併せて経費の縮減なども見込まれて有利ではないかと考えた次第でございます。

ただし、民間委託を進めるにあたっては、さらなる検討を要する事項がございます。繰り返しになりますが、正規調理師の雇用問題、2 目、やはり信頼のおける事業者をどのように選定していくか。3 番目に、今後委託に耐えられるように、施設整備を修繕改修していかなければならないということでございます。

次に別紙1ですが、現在でのスケジュール案でございますので、改修計画につきましては、公共施設等総合管理計画の個別計画とちょっと異なる、実現性を重視した案を記入しております。また、令和7年度の2学期から委託調理開始ということで書いてありますが、これらの時期につきましては、今後慎重に検討しなければならないと考えております。

別紙2でございますが、学校給食の流れの中で、委託する分と責任を持って市教育委員会でやる分をお示ししております。青の部分が委託を想定している部分です。献立の作成は今までどおり栄養教諭が作成し、献立検討委員会で審議していただいた上で決定します。こちらにつきましては、国の通知においても「委託範囲には含まない」と言われておりま

す。食材の購入も責任を持って市でやります。毎日納品される食材の確認は、まず委託業者に確認してもらった上で、栄養教諭もチェックします。調理作業そのものは委託業者が行います。もちろん事前に打ち合わせや指示をします。また、チェックもします。検食は今までどおり、給食センターでは所長が、各学校でも校長先生をはじめお願いすることになります。責任を持って進めます。

配送は現在貨物運送業者をお願いしていますが、今後民間委託ということになれば、調理作業とセットで配送も一緒に委託すれば経費的な削減も見込まれます。学校・園での給食食育につきましても、これまでどおりしっかりとやってまいります。

最後に、食缶の洗浄清掃等は委託業者が行うものですが、これらのチェックももちろん今までどおりきちんとやっていくということでもあります。

あと、もう一つ各種資料関係の説明は省略させていただきますが、このように様々な細かいところまで検討させていただいたところがございます。

以上、簡単ではございますがご説明と代えさせていただきます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました、協議事項 2 について、ご質問等ありましたらお願いします。南出委員、どうぞ。

【南出委員】 資料 1 に戻るのですけれども、12 ページの文化 3 施設の集約ということで、1カ所に集約されるということなのですが、2カ所は閉館となった場合は、閉館しましたで終わるのではなくて、閉館した後、その土地をどうしていくかということまでを今後考えていかれるものなのでしょうか。その施設を違う形で利用されるのか、壊してまた何か新たにということを考えていかれるのか教えてください。

【西村教育長】 北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 文化 3 施設の集約ということで、1 施設に集約した場合、他の 2 施設の跡地事業というところでご質問いただいたかと思えます。一応、そこも含めて検討案を今作成しております。当然、除却費用も幾らかということも試算しながら、なおかつ、市の今後、例えば駅前なり、そういった方向性、市の総合計画なりを含めた形の方向性も加味しながら、2 施設についても検討していきたいなと思っています。

【吉川教育部長】 はい。

【西村教育長】 吉川部長。

【吉川教育部長】 少し補足しておきますと、今はホールとしての機能ですので教育委員会が所管している施設ですけれども、機能を閉じて除却した後は普通財産になってしまいますので、所管が変わる可能性があります。そうなってきますと、市としてどういうふうに使っていくのかという議論がなされていくことになると思います。

【西村教育長】 よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 一言意見として申し上げておきます。教育委員会に関わるものとして、文化 3 施設の集約、小中学校プールの在り方見直し、給食業務の委託見直し等が大きな改革要素だと今説明をお聞きしたわけです。

これらの施設については、冒頭にあった市の財政状況が非常に厳しい状況に鑑み、一定の合理化を図る観点からは、やむを得ないかと思えます。申し上げたいのは、次代の野洲市を支える子どもたちの教育の質を決して落とすことのないよう、教育委員会事務局には、今後、財政当局と非常にシビアなやりとりがあろうかと思えますが、特に人件費が教育委員会の最も大きな要素ですので、必要な人件費の確保について、粘り強い交渉を続けていただきたいと思います。

【西村教育長】 ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので次に移ります。次に日程第 6、報告事項に移ります。報告事項①、令和 3 年 11 月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。駒井次長、お願いします。

【駒井教育部次長】 失礼いたします。学校教育課幼稚園教育担当次長の駒井と申します。ご報告を申し上げます。

令和 3 年の 11 月の定期監査が 11 月 26 日午後 2 時より、学校教育課幼稚園教育担当に対して実施されました。田中政策監、駒井、ほか職員が出席をし、監査委員より主要事業および予算の執行の状況につきましての質疑、および調書の確認を受けたところでございます。

結果といたしましては、資料 3 ページに写しがございますように、監査の範囲内においては全般を通じて処理状況は適正という認定を受けましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。報告事項②、職員の任免等について事務局よりご説明をお願いします。北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。よろしくお願いいいたします。

それでは、報告事項②、職員の任免等につきまして、ご報告をさせていただきます。資料 4 ページをご覧くださいと思います。

まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、フルタイム職員 1 名の採用を報告するものでございます。採用所属および期日等につきましては記載のとおりでございます。

また、退職者につきましては、パートタイム職員 1 名とフルタイム職員 1 名の報告するものでございます。所属および期日等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、職員の許可承認等でございますが、正規職員の育児休業承認 1 名、正規職員の分限休職承認 1 名。正規職員の分限休職延長承認 2 名の計 4 名の承認を報告するものでございます。許可の期間等、詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程協議に移ります。まず、2 月教育委員会定例会は、2 月 16 日水曜日午後 1 時 30 分より、中主防災コミセン研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、3 月教育委員会定例会についてお伺いします。3 月教育委員会定例会は、3 月 16 日水曜日午後 1 時 30 分より、総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、3 月教育委員会定例会は、3 月 16 日水曜日午後 1 時 30 分より、当総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。